

省光枝金平ニ對シ次記ノ要求書ヲ呈出スルニ至レリ
大要求事項及交渉状況

職工側ノ主唱者タル榎繁太郎益守外大石ト去十三日
后ニ時頃下大崎三九五所在工場代表者タル光枝金平
方ヲ訪問シ代表ヨリ口頭ニテ左記事項ヲ要求セリ

記

一工場主ハ十五日以上仕事ヲ興フルコト

二一ヶ月中ニ作業十五日未満ノ場合ハ十五日分ノ給
料ヲ工場主ニ於テ保証スルコト

但シ其間保証ヲ興ヘタル給料ハ仕事ノ継続的ニマ
ル場合ハ其内ヨリ左記ノ方法ニ依リ返還スルコト
作業日數二十日以下ノ場合ハ保証ヲ興ヘタル給料

ヲ差引カス作業ヲ二十日以上ナシタル場合ニ於テ
差引クコト

三文涉成立シタル後作業開始シタル場合ハ米代トシ
テ一人當金拾圓ヲ貸與スルコト

四今後天理教ト工場ノ全營ヲ別途ニスルコト

五工場主ハ旧ニ倍シテ全カヲ注グコト

前記要求ニ對シ工場主ハ會社ノ現状ハ到底容認スル
コト能ハサルモ一應考慮スル旨ヲ速ヘタルニヨリ毎
事引揚ケタリ

七回答状況

工場主ニ於テハ其後下大崎四一三鐵工場主平間守作
ニ調停方依頼シ收議ノ結果工場主側ノ案トシテ左ノ